

# 南陽市緊急経済対策第7弾

## 南陽市オンライン化促進支援補助金

<山形県との協調事業>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時の事業継続対策として、在宅勤務、Web商談会等を可能とするテレワーク環境の整備に対して支援します。

### 1 補助対象事業

中小企業者が、在宅勤務、Web商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業

※国、県や市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は、補助対象事業となりません。

### 2 補助対象者・交付要件 以下(1)～(3)の全てに該当する法人又は個人事業主

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者
- (2) この補助金受給以降も事業継続の意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

### 3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 2/3
- (2) 補助金額 : 上限100万円 ※ただし下限を20万円とし、千円未満切捨てとします。
- (3) 補助対象経費 : 「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費(税抜)

#### 【補助対象経費】

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンタ、スキャナー、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)等
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(業務ソフトウェアに限る)
③委託費	ネットワーク構築作業費・VPNルーター等、機器の設置・設定作業費等
④賃借料 (補助事業対象期間分に限る)	上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 (補助事業対象期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

※ 対象経費についてご不明な点があれば、事前にお問合せください。

## 4 補助事業対象期間

令和2年4月7日（火）～令和2年12月31日（木）

## 5 申請手続

(1) 申請受付・問合せ先

南陽市商工観光課 商工労政係 電話：0238-40-8294

FAX：0238-40-3422

(2) 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～令和3年1月15日（金）＜必着＞

(3) 申請書類【1部提出】

- ① 令和2年度南陽市オンライン化促進支援補助金交付申請書（様式第1号）
  - ② テレワーク環境整備計画書（様式第2号）
  - ③ 補助対象経費がわかる資料の写し（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）、写真等）
  - ④ 納税証明書
- ↓ 交付決定（事業完了）後
- ⑤ 令和2年度南陽市オンライン化促進支援補助金実績報告書（様式第6号）
  - ⑥ 補助対象経費がわかる領収書等の写し（内容記載のあるもの）
  - ⑦ 振込先口座が確認できる通帳等の写し

## 6 その他

- ・ 審査結果は、令和2年度南陽市オンライン化促進支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。
- ・ 申請は、1事業者1回までとします。
- ・ 申請に必要な様式は、市ホームページに掲載しています。